

新型コロナウイルス関係 2.25分

令和2年2月25日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症関連通知について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

- ① 新型コロナウイルス感染症への対策の見直しについて
- ② 新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために（情報提供）
- ③ 新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A の動画配信について
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保等について

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
横倉 義武
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対策の見直しについて

昨日(2月16日)、首相官邸において、安倍総理大臣出席のもとに、新型コロナウイルス感染症専門家会議が開催され、感染経路を追えない複数の事例が確認されたことから、感染の段階が国内感染の早期に進んだとの認識で一致しました。

今後は、流行地の渡航者・接触者に対する警戒を継続しつつ、国内にウイルスが侵入することを水際でくい止める対策から、肺炎発症者のサーベイランスにより重症化や死亡例を出さない対策に重点を置くなど、国内各地に患者が発生することを前提とした対応に舵がきられました。

同会議で報告された現時点の患者像については以下であります。受診前に帰国者・接触者相談センターへの相談を案内する対応に変更はありませんが、いずれにしても各医療機関においても事前に察知できない感染者の来院を想定した対応が求められます。

- ・感染経路は飛沫感染・接触感染
- ・一部の患者に強い感染力を持つ可能性がある
- ・無症状病原体保有者がいる
- ・無症状～軽症の人が多い
- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多い
- ・高齢者・基礎疾患保有者は重篤になる可能性が高い
- ・対症療法が中心で、特別な治療法はない

また、国からは本日付けで別添のとおり同感染症についての相談・受診の目安が示されたところです。

したがって、本会として、現時点で医療機関が講じるべき対応について、下記のとおりとりまとめましたので、貴会におかれましても、本件についてご丁知のうえ、貴会会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日本医師会ホームページに掲載する「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」(2013年8月31日)などを参照の上、可能な限りの院内感染対策を講じ、同感染症以外の患者はもちろん、医療機関スタッフへの感染防止に努めるとともに、国内における感染拡大を想定し、診療継続計画を再確認、見直すこと。
2. 今後、PCR検査の対象は、原因不明の肺炎で重症化が疑われる事例が主体となる。特に、①高齢者、②糖尿病・心不全・透析等基礎疾患がある、③免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている、④妊婦、等ハイリスクと考えられる者への対応には注意し、該当事例については、速やかに帰国者・接触者相談センターに相談すること。

(総 164)

令和2年2月18日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 小 玉 弘



新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために (情報提供)

平素より本会会務に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、国民に標記感染症の現時点での正しい情報をしていただくことにより、今以上の感染拡大を防ぐことを期待し、日本医師会から国民へのメッセージとして、「新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために」を公表いたしました。

貴会におかれましても、この旨ご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区等医師会並びに関係医療機関にご周知の上、国民への啓発にご活用いただければ幸いです

なお、本資料は、本会ホームページ

http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200217_1.pdf

よりダウンロードの上、ご活用ください。

よろしく願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために

国民の皆様へ日本医師会からのメッセージ

昨年12月に中国の武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、国内でも指定感染症とされ、水際対策を始め様々な対策が取られていますが、徐々に感染者数が拡大しています。

日本医師会では、国民の皆様はこの感染症の現時点での正しい情報を知って頂くことにより、今以上の感染拡大を防ぐことを期待しメッセージを作成しました。

1. 新型コロナウイルスの感染のしかたと感染力

新型コロナウイルスの感染には、咳やくしゃみなどによる飛沫感染とウイルスが付着したドアノブ、電車などのつり革に触ることによる接触感染があります。新型コロナウイルスの感染力は、現時点ではインフルエンザと同じ位とされています。

2. 毎日の生活で気を付けること

石鹸やアルコール消毒薬などでこまめに手洗いをしてください。咳やくしゃみをするときは、マスク、ハンカチ、タオルなどで口や鼻をおさえる『咳エチケット』を守りましょう。人混みでは特に注意しましょう。

3. 新型コロナウイルス感染症の診断と治療

診断は、PCR検査によるウイルス遺伝子の有無で行われます。治療は、現時点では特に有効な薬はなく対症療法が行われます。強いだるさ、息苦しさ、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合は感染が疑われます。その際には、お近くの保健所に設置されている『帰国者・接触者相談センター』に相談してください。新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、センターから受診する医療機関についての案内があります。

4. 重症化する方の傾向

現時点では、明らかではありません。しかし、高齢者や糖尿病、高血圧、ぜん息などの持病のある方は重症化する傾向があります。

5. 妊婦の方の注意点

一般的に妊娠中は、通常の肺炎では重症化する可能性が指摘されていますが、今回の新型コロナウイルス感染症では現時点においてそのような報告はありません。ただし、石鹸やアルコール消毒薬での手洗いを心がけてください。

6. 廃棄物の取扱いとリネン・衣類などの洗濯

廃棄物の取扱い、リネン類・衣類などの洗濯は通常通りで良いことになっています。ただ、タオルなどは共用しないようにしましょう。

インフルエンザ等の心配があるときには、念のためかかりつけ医等に電話などでご相談ください。

○厚生労働省の電話相談窓口

電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00から 21:00まで

(広 32、健Ⅱ274)
令和2年2月20日

都道府県医師会
広報担当理事 殿
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会
常任理事 城守 国斗
常任理事 釜 菡 敏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A
(岡部信彦川崎市健康安全研究所長による解説)の動画配信について

今般、新型コロナウイルス感染症の患者さんが事前に連絡なく、一般の医療機関を受診する可能性があることを踏まえ、日本医師会予防接種・感染症危機管理対策委員会の委員でもある岡部信彦川崎市健康安全研究所長に、2月17日時点での対応方法等を解説して頂いた動画(全体:24分30秒)を作成し、日本医師会ホームページ【**新型コロナウイルス関連感染症** http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html]に掲載いたしました。

つきましては、貴会におかれましてもご活用いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

◆質問項目

- Q1 新型コロナウイルスの特徴について教えてください。(00分40秒～)
- Q2 わが国における流行状況についてどのようにお考えですか。(02分22秒～)
- Q3 新型コロナウイルス感染症のPCR検査の方針が変わりましたか。(06分14秒～)
- Q4 今、医療機関として対応すべきことは何だとお考えですか。(09分49秒～)
- Q5 当面の治療方法はどのようなものになりますか。(14分35秒～)
- Q6 新型コロナウイルスの迅速診断、ワクチン及び治療薬開発の見通しはいかがでしょうか。(16分11秒～)
- Q7 新型コロナウイルス感染症について、現時点での相談・受診の目安が示されたことについていかがでしょうか。(18分28秒～)
- Q8 最後に、医療現場で対応されている医師及びスタッフの皆様の一言お願いいたします。(23分02秒～)

(健Ⅱ273F)

令和2年2月19日

都道府県医師会
都市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

令和2年2月7日付け(健Ⅱ257F)をもってご連絡申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)に対して、同感染症が強く疑われる場合には柔軟に検査を行うよう依頼がなされているところです。

今般、国内発生状況及び上記依頼を踏まえ、具体的な行政検査の対象者等について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)あて事務連絡がなされましたので取り急ぎご連絡いたします。

本件は、従来の疑似症患者等に加えて、日常の診療において医師の総合的な判断により、同感染症を疑うものについても行政検査の対象とすることを示したものであります。

なお、疑似症患者等については、医療機関受診前に帰国者・接触者相談センターに相談し、帰国者・接触者外来を案内する取り扱いに変更はないことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年2月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところです。

また、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）において、新型コロナウイルス感染症について、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせしたところです。

今般、国内外の発生状況および、当該通知を踏まえ、行政検査の対象者などの事項について改めて下記のとおりとりまとめましたので、今後はこの通知に従って対応をお願いします。

記

1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1(4)で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、別紙に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下のいずれかに該当する者についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者

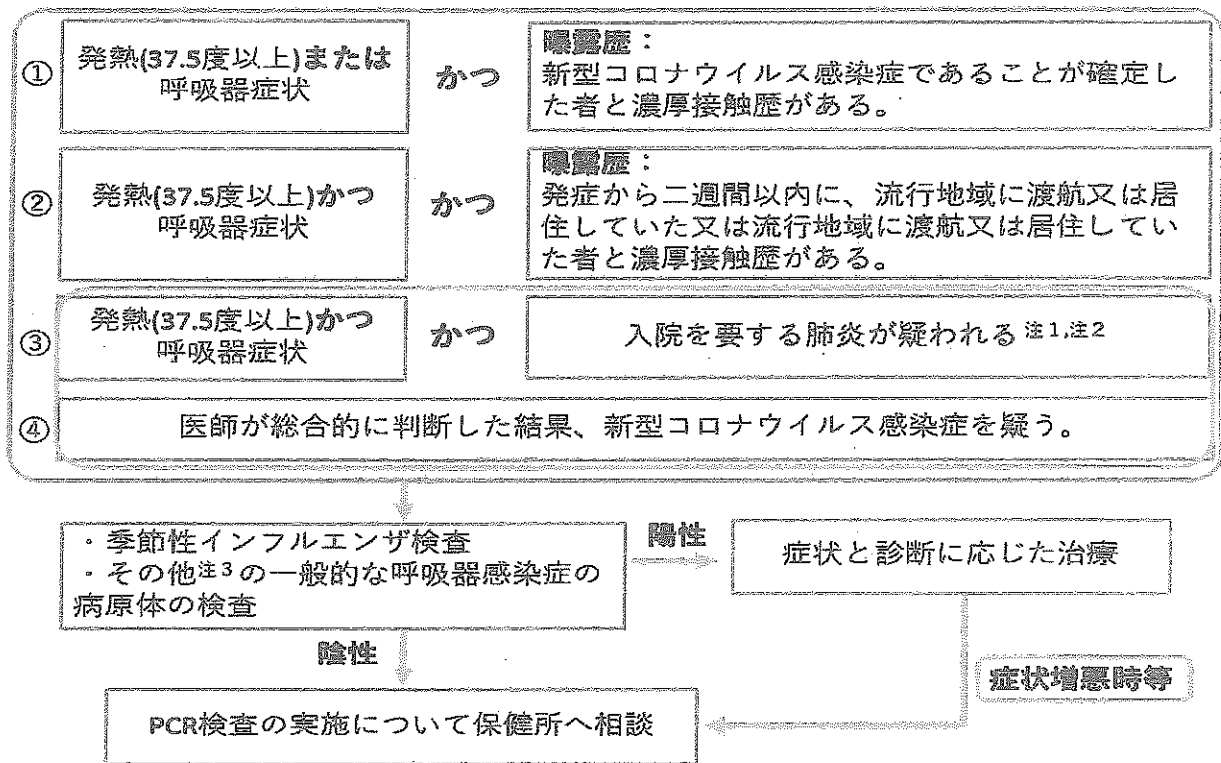
2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

- (1) 以下の検査を行った上で、陰性であった場合には検査を実施すること
 - ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
 - ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査
- (2) 結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査結果を待つ必要はないこと

<参考>

○検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※赤枠は新規変更点

○別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」における新型コロナウイルス感染症に関する部分

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(抄)

第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)

(1) 定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)(以下「新型コロナウイルス」という)による急性呼吸器症候群である。

(2) 臨床的特徴等(2020年2月2日時点)

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2~10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5~14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

(健Ⅱ275F)

令和2年2月20日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保等について

神奈川県横浜市に寄港しているクルーズ船における新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先の確保等のため、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の通知がなされておりますので取り急ぎご連絡申し上げます。

今般の通知等の概要は以下のとおりでありますので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、必要に応じて貴会管下郡市区医師会に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【令和2年2月17日付け事務連絡】

○新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

- ・新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者について、緊急時の対応として、感染症病床の病室に定員を超過して入院させること、処置室等病室以外の場所に入院させることについて、臨時的に認めるなどの取扱いを示したもの。

【令和2年2月18日付け通知等】

○新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保について

- ・特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関について、緊急時等やむを得ない場合を除き、新型コロナウイルス感染症患者以外の新規入院の制限を行うとともに、同感染症患者等のための病床確保に努めるよう依頼したもの。あわせて、当該病床確保に係る支援を実施する旨、周知。

○新型コロナウイルス感染症患者等の発生に伴う新型インフルエンザ患者入院医療機関における个人防护具の取扱いについて

- ・「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業」に基づき整備した个人防护具について、新型コロナウイルス感染症患者等に対する医療の提供に使用可能となるよう実施要綱を改正したもの（令和2年3月31日までに限る）

事務連絡
令和2年2月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への医療機関における対応については、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受け入れについて」（令和2年2月10日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡）において、感染症病床以外に入院させることに対する医療法（昭和23年法律第205号）における取扱い等について周知を依頼したところです。

上記に加えて、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者を臨時的に受け入れるに当たっての医療法における取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これらの取扱いとするに当たっては、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に基づき、院内感染防止体制を徹底いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的なものである旨、御留意願います。

記

1. 定員超過入院等について

新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を、緊急時の対応として、感染症病床の病室に定員を超過して入院させる場合や、処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第10条ただし書きの臨時応急の場合に該当する。

ただし、定員超過入院等は緊急時の一時的なものに限られ、常態化する場合には、医療法の感染症病床の増床手続を行う必要があるため、希望する場合には、厚生労働省医政局地域医療計画課に相談していただきたい。

健感発0218第1号
医政地発0218第1号
令和2年2月18日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保について (依頼)

新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者 (以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。) の受け入れ等については、格段の御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されているなど、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先を確保することが急務となっているところ、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について (依頼)」(令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡) にて、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること等が可能となっていることを踏まえた対応をお願いするとともに、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について」(令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号) 及び「感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について (依頼)」(令和2年2月13日健感発0213第1号・医政地発0213第1号) にて、新型インフルエンザ患者入院医療機関への搬送や第一種及び第二種感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床の確保を検討・調整いただくなど、具体的な入院病床の確保に努めていただいたところ です。

今般、新型コロナウイルス感染症患者等の増加を受けて更なる入院病床の確保が必要な状況となっていることから、貴職におかれましては、当面の間、貴管内の特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関において緊急時等やむを得ない場合を除いて新型コロナウイルス感染症患者以外の新規入院の制限を行うとともに、医療機関において新型コ

健感発 0218 第 2 号
医政地発 0218 第 2 号
令和 2 年 2 月 18 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について、格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、神奈川県横浜市に所在する港に寄港したクルーズ船において発生した新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者等(以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。)について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)等に基づき当該患者を入院させるための病床の確保を更に促進することを目的として、下記のとおり当該病床の確保に係る支援を実施することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内の医療機関等への周知をお願いします。

記

- 1 対象施設は、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)」(令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号)に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関とする。
- 2 対象となる病床は、感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関の病床であって、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)」(令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号)に基づき、あらかじめ厚生労働省の要請を受けて都道府県等が調整した病床に限るものとする。
- 3 当該病床の確保に要した費用について、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱に基づき補助を行う。
- 4 当該補助事業は、令和2年3月31日までの期間に限るものとする。

事務連絡
令和2年2月18日

各都道府県 衛生主管部（局）

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等の発生に伴う新型インフルエンザ
患者入院医療機関における個人防護具の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る対応については、格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

今般、神奈川県横浜市に所在する港に寄港したクルーズ船において新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者等（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）が一時的に多数報告されていることなどに鑑み、マスク等の個人防護具を医療現場において確保することが重要となることから、別添のとおり、「新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業実施要綱」（平成20年10月16日健発第1016005号厚生労働省健康局長通知の別紙）（以下「実施要綱」という。）の一部を改正し、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴職におかれましては、管内の医療機関等の関係者に周知願います。

記

- 1 本事業により整備した個人防護具については、新型コロナウイルス感染症患者等に対する医療を提供するに当たり使用して差し支えないこと。
- 2 1の取扱いについては、令和2年3月31日までの期間に限るものとする。

新型コロナウイルス患者入院医療機関整備事業実施要綱 一部改正新旧対照表 (改正箇所のみ抜粋)

(下線部分は改正箇所)

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>新型コロナウイルス患者入院医療機関整備事業実施要綱</p> <p>第1. 事業目的 平成 25 年6月に策定した「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」において、国は都道府県に対し、新型コロナウイルス発生に備え、あらかじめ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請しているところである。 これに基づき都道府県が確保した、新型コロナウイルス等の患者の入院医療を提供する医療機関(以下「新型コロナウイルス患者入院医療機関」という。)において、新型コロナウイルス発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならぬようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>第2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県のほか、新型コロナウイルスが発生した際、患者への医療を提供することとしている新型コロナウイルス患者入院医療機関とする。</p> <p>第3. 整備対象施設及び設備 (1) 施設 新型コロナウイルス患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。 (2) (略)</p> <p>第4. 事業の実施方法 (1) 新型コロナウイルス発生時において、その感染が原因となり、新型コロナウイルス患者入院医療機関で入院している者に対する医療を提供するために必要な病床及び医療資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。 (2) 人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドの整備については、新型コロナウイルス発生までの間において、保守点検を行うこと。 また、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、新型コロナウイルス発生時には、患者に対し即時使用できるよう、新型コロナウイルス患者入院医療機関において、設備の保守点検を定期的に行うことや、医療機関内で効率的な使用ができるよう利用状況を把握するなど適切に管理すること。 (3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したの で、整備する際は参考とされたい。 また、個人防護具の整備にあたっては、新型コロナウイルス患者入院医療機関において適切に管理すること。</p>	<p>(別紙)</p> <p>新型コロナウイルス患者入院医療機関整備事業実施要綱</p> <p>第1. 事業目的 平成 25 年6月に策定した「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」において、国は都道府県に対し、新型コロナウイルス発生に備え、あらかじめ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請しているところである。 これに基づき都道府県が確保した、新型コロナウイルス等の患者の入院医療を提供する医療機関(以下「新型コロナウイルス患者入院医療機関」という。)において、新型コロナウイルス発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならぬようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>第2. 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県のほか、新型コロナウイルスが発生した際、患者への医療を提供することとしている新型コロナウイルス患者入院医療機関とする。</p> <p>第3. 整備対象施設及び設備 (1) 施設 新型コロナウイルス患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。 (2) (略)</p> <p>第4. 事業の実施方法 (1) 新型コロナウイルス発生時において、その感染が原因となり、新型コロナウイルス患者入院医療機関で入院している者に対する医療を提供するために必要な病床及び医療資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。 (2) 人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドの整備については、新型コロナウイルス発生までの間において、保守点検を行うこと。 また、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、新型コロナウイルス発生時には、患者に対し即時使用できるよう、新型コロナウイルス患者入院医療機関において、設備の保守点検を定期的に行うことや、医療機関内で効率的な使用ができるよう利用状況を把握するなど適切に管理すること。 (3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したの で、整備する際は参考とされたい。 また、個人防護具の整備にあたっては、新型コロナウイルス患者入院医療機関において適切に管理すること。</p>
<p>(4) (略)</p> <p>(5) 都道府県においては、新型コロナウイルスが発生した場合に、新型コロナウイルス患者入院医療機関に対し、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整えるよう指示を与えること。</p> <p>第5. (略)</p> <p>第6. (略)</p> <p>(別添)</p> <p>個人防護具に関する規格参考例</p> <p>マスク (略)</p> <p>ゴーグル (略)</p> <p>ガウン (略)</p> <p>グローブ (略)</p> <p>キャップ (略)</p> <p>フェイスシールド (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 都道府県においては、新型コロナウイルスが発生した場合に、新型コロナウイルス患者入院医療機関に対し、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整えるよう指示を与えること。</p> <p>第5. (略)</p> <p>第6. (略)</p> <p>(別添)</p> <p>個人防護具に関する規格参考例</p> <p>マスク (略)</p> <p>ゴーグル (略)</p> <p>ガウン (略)</p> <p>グローブ (略)</p> <p>キャップ (略)</p> <p>フェイスシールド (略)</p>

(別紙)

新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業実施要綱

第1. 事業目的

平成25年6月に策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」において、国は都道府県に対し、新型インフルエンザ等発生に備え、あらかじめ患者を受け入れる診療体制についての計画を策定し、病床を試算するよう要請しているところである。

これに基づき都道府県が確保した、新型インフルエンザ等の患者の入院医療を提供する医療機関（以下「新型インフルエンザ等患者入院医療機関」という。）において、新型インフルエンザ等発生時に、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

第2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県のほか、新型インフルエンザ等が発生した際、患者への医療を提供することとしている新型インフルエンザ等患者入院医療機関とする。

第3. 整備対象施設及び設備

(1) 施設

新型インフルエンザ等患者入院医療機関は、陰圧化や個室化等、院内感染防止に配慮した病床整備をすること。

(2) 設備

ア 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

イ 人工呼吸器及び付帯する備品

ウ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

エ 簡易陰圧装置

オ 簡易ベッド

第4. 事業の実施方法

- (1) 新型インフルエンザ等発生時において、その感染が原因となり、新型インフルエンザ等患者入院医療機関で入院している者に対する医療を提供するために必要な病床及び医療資器材について、二次医療圏ごとに整備するものとする。
- (2) 人工呼吸器、簡易陰圧装置及び簡易ベッドの整備については、新型インフルエンザ等発生までの間において、保守点検を行うこと。
また、機能を維持するため、平時より使用することを認めるものとするが、新型インフルエンザ等発生時には、患者に対し即時使用できるよう、新型インフルエンザ等患者入院医療機関において、設備の保守点検を定期的に行うことや、医療機関内で効率的な使用ができるよう利用状況を把握するなど適切に管理すること。
- (3) 個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。
また、個人防護具の整備にあたっては、新型インフルエンザ等患者入院医療機関において適切に管理すること。
- (4) 事業実施にあたっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。
- (5) 都道府県においては、新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザ等患者入院医療機関に対し、整備した施設及び医療資器材を使用できる体制を整えるよう指示を与えること。

第5. 経費の負担

当該事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第6. その他

この要綱に定めのないものについては、健康局結核感染症課と協議するものとする。

(別添)

個人防護具に関する規格参考例

マスク 感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひで首周りした後頭部を押さえる構造である。

鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。

ゴーグル 防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。

ガウン 耐水性のある不織布素材である。
長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

グローブ 水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。
手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。

キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。
マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。
不織布素材であること。

フェイスシールド

防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能である。